

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によつて、届出があつた。

平成二十七年三月十九日

広島県西部農林水産事務所長 川 村 晃

| | | | | |
|------|------|-------|---------|---------------|
| 江田島市 | 事業主体 | 地 区 名 | 事 業 名 | 換 地 处 分 年 月 日 |
| 深江 | | | 農用地造成事業 | |
| | | | | 平成二七年三月六日 |